

## 別紙 1

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

#### 1 目的

幼児教育の質の向上のため環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

- ①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備
- ②新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等（令和元年度及び令和2年度に実施する分に限る）
- ③新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品（子供用マスク、消毒液、空気清浄機等）や備品の購入等及び新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費への対応（令和2年度に実施する分に限る）

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

- ①学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）
- ②都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園（幼稚園型認定こども園も含む）の設置者
- ③上記②と同様

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

- |                       |        |         |
|-----------------------|--------|---------|
| ①遊具等環境整備              | 1施設当たり | 2,000千円 |
| ②保健衛生用品の購入等           | 1施設当たり | 500千円   |
| （令和元年度交付額と令和2年度交付額の計） |        |         |
| ③保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費 | 1施設当たり | 500千円   |
| （令和2年度交付額の計）          |        |         |

##### (2) 負担割合

- ①遊具等環境整備
  - ア 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園  
国1/2、事業者1/2
  - イ 幼稚園

国1/3、事業者2/3

②保健衛生用品等の購入等

国10/10

③保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費

国10/10

#### 4 対象経費

- ①遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）
- ②新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県や市町村が幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）へ配布する保健衛生用品等の一括購入等に要する経費及び幼稚園の設置者による感染防止用の備品等の購入に要する経費、並びに、幼稚園の消毒に必要となる経費。
- ③上記②に加えて、幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）

#### 5 留意事項

- ・対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。
- ・「①遊具等環境整備施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備」については、交付決定年度に幼稚園で、交付決定年度の翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する場合、国の負担割合を1/2以内として国庫補助の対象とすることができる。ただし、実施主体において、認定こども園への移行の確認等を適切に行うこと。

## 別紙2

### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

#### 1 目的

認定こども園の緊急整備等に対応し、認定こども園における教育の質の向上に関する研修や幼稚園・保育所の教職員の合同研修等に係る費用の一部を補助することにより、子供を安心して育てることができる環境を整備することを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

教育の質を向上させるために行う、認定こども園における研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修及び幼稚園と保育所等の連携に係る研修を実施する。また、研修（都道府県、市町村が必要と認める研修に限る。）に参加することを可能にするための費用の補助を行う。

##### (2) 研修の対象者

認定こども園・幼稚園・保育所の教職員等

##### (3) 実施主体

都道府県

##### (4) 事業者

都道府県、市町村、都道府県が適当と認めた者

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

研修参加教職員1人当たり 6,250円

##### (2) 負担割合

国1/2、事業者1/2

#### 4 対象経費

認定こども園の質の向上や、幼稚園と保育所等の連携に係る研修事業の実施に必要な賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費等）、委託料、補助金、使用料、賃借料等及び研修参加のための職員の代替に伴う賃金、研修参加費等

## 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

### 1 目的

子ども・子育て支援新制度における新たな幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされており、本事業は、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得等を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める認定こども園（以下「認定こども園」という。）並びに認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に勤務する者について、保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等、認定こども園等に保育士等として勤務する者が幼稚園教諭免許状を更新するために要した免許状更新講習の受講料及び認定こども園等に勤務する者で幼稚園教諭免許状を有する者が保育士資格を取得する際における幼稚園教諭の代替に伴う雇上費の補助を行う。

#### (2) 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

#### (3) 実施要件

- ① 対象となる施設は、認定こども園等であること。
- ② 対象となる者は次の要件を全て満たすこと。

##### ア 免許取得にかかる受講料等

(ア) 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者（幼稚園教諭免許状を有しない保育士）であり、特例制度の対象者であること。

(イ) 原則として、交付金の交付年度内に、大学において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。

(ウ) 大学における必要となる科目修得後、幼稚園教諭免許状が授与され、認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。

##### イ 免許更新にかかる受講料等

(ア) (i)、(ii)のいずれかを満たす者であること。

(i) 幼保連携型認定こども園に勤務している者で以下に該当する者

・保育教諭であって幼稚園教諭免許状（休眠状態を含む。この項において同じ。）

及び保育士資格を有している者

・保育教諭であって幼稚園教諭免許状を有し、保育士資格の取得を予定してい

る者

- ・保育教諭以外の者で幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者

(ii) 幼保連携型認定こども園以外の対象施設に保育士として勤務している者（幼稚園以外の施設の長を含む。）で、幼稚園教諭免許状を有し更新講習を受講する資格を有している者であること。

(イ) 原則として、交付金の交付年度内に、幼稚園教諭免許状更新に必要な免許状更新講習の受講を開始していること。

(ウ) 幼稚園教諭免許状の更新後、認定こども園等において原則1年間以上勤務すること。

#### ウ 代替幼稚園教諭雇上費

厚生労働省所管の保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、認定こども園等に勤務し、保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭（以下、「対象幼稚園教諭」という。）の代替として、保育対策総合支援事業費補助金における「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）であること。

#### (4) 支払い

免許取得及び免許更新にかかる受講料等は、対象者が幼稚園教諭免許状の授与又は更新講習修了確認証明書等の発行を受け、認定こども園等に勤務することが決定した後、支払うことができる。ただし、原則免許取得及び更新後1年以上対象施設に勤務すること。

代替幼稚園教諭雇上費は、対象幼稚園教諭が保育士資格の交付を受けた後、支払うことができる。

### 3 交付基準額・負担割合

#### (1) 交付基準額

##### ① 免許取得及び免許更新にかかる受講料等

本事業の対象となる者1人につき、免許取得及び免許更新に要した経費の1/2を交付対象とし、100千円を上限とする。

##### ② 代替幼稚園教諭雇上費

1日当たり 7,000円

#### (2) 負担割合

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

### 4 対象経費

免許取得及び免許更新に必要な入学料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を

含む。) 及び上記経費の消費税並びに幼稚園教諭の代替に伴う雇上費とすること。

## 5 留意事項

- ・ 補助を受けようとする者は、免許取得又は免許更新に係る科目等の受講の開始日の属する年度中に、実施計画書を都道府県、指定都市又は中核市に提出すること。
- ・ 本事業を実施するための具体的な運営方法については別に通知する。

## 別紙 4

### 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

#### 1 目的

認定こども園等への移行にかかる事務負担を軽減するための費用の一部を補助することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条及び第 17 条で定める認定こども園の認可・認定又は子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 27 条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等（以下、「認定こども園の認可等」という。）、私立幼稚園が子ども・子育て支援新制度に移行する際に都道府県又は市区町村に行う申請作業等について、事務職員等を雇用する場合に係る費用等を補助する。

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る。）

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

事務職員等雇上費等                      1 施設当たり              1, 600 千円

##### (2) 負担割合

国 1 / 2   事業者 1 / 2

#### 4 対象経費

認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等

#### 5 留意事項

- ・ 交付対象となる園は、認定こども園の認可等を受けること。ただし、原則として、交付決定をした年度内に認定こども園の認可等を受けない場合は、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
- ・ 本事業の対象となる業務と他の業務をあわせておこなう者を雇用する場合は、本事業の対象経費を算出するため、雇用契約の内容、業務日誌等により本事業の対象となる部分ができるようにすること。
- ・ 当該業務と他の業務をあわせて外部の業者等へ委託する場合は、契約内容等で当該業務

に係る部分が明確にわかるようにすること。

- ・すでに、子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園は対象とならない。



## 別紙 5

### 園務改善のための ICT 化支援

#### 1 目的

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）における園務を改善するため、業務の ICT 化を促進し、幼稚園教諭の事務負担の軽減を図ることを目的とする。

#### 2 内容

##### (1) 内容

幼稚園における幼稚園教諭等の業務負担軽減を図るため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理、預かり保育、幼児教育・保育の無償化に係る事務等の業務について、ICT 化を促進し、園務改善のための支援システムの導入等に必要な費用の補助を行う。

##### (2) 実施主体

都道府県

##### (3) 事業者

市町村（特別区を含む。）、学校法人

##### (4) 対象施設

幼稚園

#### 3 交付基準額・負担割合

##### (1) 交付基準額

1 施設当たり 720 千円

##### (2) 負担割合

国 3 / 4、事業者 1 / 4

#### 4 対象経費

支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等。

また、当該システムの導入に当たり最低限必要となるパソコン等の備品等の購入等も対象とするが、これらの費用については、当該システムの導入に要する費用の半額以下とする。

#### 5 留意事項

- ・園務改善のための ICT 化支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。

- ・対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料等については、原則単年度の契約とすること。(複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。)
- ・すでに導入しているシステムの保守費、リース料、通信費等については対象とならない。